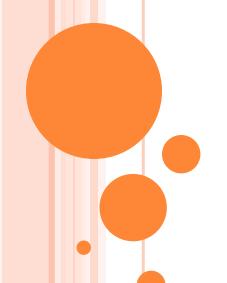


# 東広島市犯罪被害者等支援条例について



東広島市 生活環境部 人権男女共同参画課

- 1 犯罪被害者等支援の経緯と全国の状況
- 2 広島県内の条例制定の状況
- 3 東広島市の犯罪被害の状況
- 4 条例制定の理由
- 5 条例(案)の内容
- 6 犯罪被害者等支援のしくみ

I 犯罪被害者等支援の経緯と全国の状況

# 第 4 次犯罪被害者等基本計画

- 犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の 政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたもの(計279の施策)
- 〇 4つの基本方針
  - 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
  - ② 個々の事情に応じて適切に行われること
  - ③ 途切れることなく行われること
  - ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

課題:犯罪被害者等への中長期的な支援



# 地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要なポイント

地方公共団体の青務(基本法第5条):地域の状況に応じた施策を策定・実施する青務

## 1 犯罪被害者等の支援の経緯と全国の状況

### 犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定数 (各年4月1日現在)

# 見舞金制度の導入状況 (各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県	21	32
(47)	(44. 7%)	(68. 1%)
政令指定都市 (20)	7 (35. 0%)	8 (40. 0%)
市区町村	326	384
(1, 721)	(18. 9%)	(22. 3%)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県	2	8
(47)	(4. 3%)	(17. 0%)
政令指定都市 (20)	5 (25. 0%)	9 (45. 0%)
市区町村	303	377
(1,721)	(17. 6%)	(21. 9%)

#### 公営住宅等への優先的入居等の導入数 (各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県	46	47
(47)	(97. 9%)	(100. 0%)
政令指定都市	17	18
(20)	(85. 0%)	(90. 0%)
市区町村	371	428
(1, 721)	(21. 6%)	(24. 9%)

令和 4 年度都道府県·政令 指定都市 犯罪被害者等施 策主管課室長会議資料 犯罪被害者等支援の経緯と全国の状況

# 緊密な連携・協力による取組の一層の強化

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、 全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を 受けることができる支援体制の構築が必要



国、地方公共団体、関係機関、民間団体等が 緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を



10

5

# 2 広島県内の条例制定の状況

	市町名	検討状況	施行日	犯罪被害者支援特化条例	見舞金等
1	広島市	制定済み	令和4年4月	広島市犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円(R3.4.1施行)
2	呉市	制定済み	平成28年4月	呉市犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円
3	竹原市	制定の予定なし	-		
4	三原市	制定検討中	未定		
5	尾道市	制定検討中	未定		
6	福山市	制定の予定なし	-		
7	府中市	制定済み	平成29年1月	府中市犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円
8	三次市	制定済み	平成31年4月	三次市犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円
9	庄原市	制定済み	平成30年4月	庄原市犯罪被害者支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円
10	大竹市	制定済み	平成29年4月	大竹市犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円
П	東広島市	制定検討中	未定		
12	廿日市市	制定の予定なし	-		
13	安芸高田市	制定済み	平成29年4月	安芸高田市犯罪被害者等支援条例	
14	江田島市	制定済み	平成29年4月	江田島市犯罪被害者等支援条例	
15	府中町	制定の予定なし	-		死亡30万円、全治1月以上10万円(R2.4.1施行)
16	海田町	制定の予定なし	-		
17	熊野町	制定の予定なし	-		
18	坂町	制定の予定なし	-		
19	安芸太田町	制定検討中	未定		
20	北広島町	制定の予定なし	-		
21	大崎上島町	制定検討中	未定		
22	世羅町	制定検討中	未定		
23	神石高原町	制定済み	平成29年4月	神石高原町犯罪被害者等支援条例	死亡30万円、全治1月以上10万円

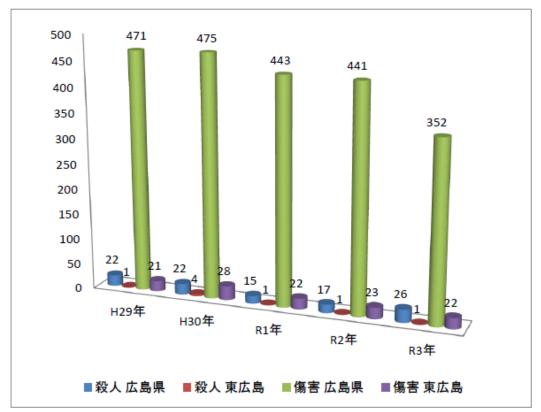
制定済み	9市町
制定検討中	6市町
制定の予定なし	8市町

# 3 東広島市の犯罪被害の状況

犯罪認知件数

•	•	ш.	•
	42	т	. 1
٠.	1-	•	-,
`	٠		•

罪種	地域	H29年	H30年	RI年	R2年	R3年
殺人	広島県	22	22	15	17	26
权人	東広島	_	4	_	_	1
傷害	広島県	471	475	443	441	352
	東広島	21	28	22	23	22



犯罪白書

### 3 東広島市の犯罪被害の状況

#### ~犯罪被害者やそのご家族などが抱える問題~

## 心身の不調

- ○被害直後 ○被害直後
- Λ ± Ε #n
- 〇中長期

直後のショックは落ち着くが、様々な症状 や反応が出てくることがある。

- ・<u>精神的不調</u> 動揺・混乱、事件のことがよみがえる 神経が興奮して落ち着かない
- ・<u>身体的不調</u> 不眠、頭痛・めまい、吐き気、食欲不振、 体がだるい、疲れる、微熱が出る
- ・<u>子どもの場合</u>
  不安、赤ちゃん返り、夜尿・指しゃぶり 表情が少ない、集中力がなくなる、 人と関わりたがらない、遊ばなくなる

#### 生活上の問題

- ○仕事上の困難
- ○経済的な困窮(問題)
- ○家族関係の変化
- ○周囲の配慮に欠けた言動による傷つき (二次的被害)
- ○加害者からの更なる被害
- ○裁判に伴う様々な問題(負担)
- ○その他
  - ・SNSによる事実と異なる誹謗中傷 や誤報
  - ・近所や職場などでの噂、好奇の目
  - ・家族間の不和や罪責感から家庭崩壊へ

### 4 条例制定の理由

○令和4年4月 | 日に「広島県犯罪被害者等支援条例」が施行

#### 【基本理念】

犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等 支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進する。

#### 【県の責務】

それぞれの役割分担を踏まえて、犯罪被害者等に関する施策を総合的に 策定し、実施する責務を有する。



- ●この動きを受け、本市においても犯罪被害者等の支援について、 本市の責務を明確にし、犯罪被害者等を支援するための基本と なる事項を定めることが重要であると判断。
- ●犯罪被害者が受けた被害の軽減や回復に資するためには、市は もとより市民や事業者の理解と支援が必要であり、地域全体の ルールである条例が必要。
- ●条例を制定することにより、犯罪被害者の方の心の傷に対して 寄り添い「やさしい未来都市東広島」の実現に資する。

# 5 条例(案)の内容

犯罪被害者等支援条例の内容(広島県内) 呉市 府中市 大竹市 安芸高田市 江田島市 神石高原町 庄原市 広島市 三次市 条例の内容 東広島市 H28.4 H29.1 H29.4 H29.4 H29.4 H29.4 H30.4 H31.4 R4.4.1 目的 定義 基本理念 · 原則 O 市の青務 市民の青務 O 事業者の責務 相談及び情報の提供等  $\circ$  $\circ$  $\circ$  $\circ$ 保健医療及び福祉サービスの提供 安全の確保 × 民間支援団体への支援 O 啓発活動の推進 O O 住居の提供・安定 雇用の安定 見舞金の支給 〇(別途、要綱) 見舞金の種類及び額 〇(別途、要綱) 遺族の範囲及び順位 〇(別途、要綱) 見舞金の支給申請 〇(別途、要綱) 見舞金の支給制限  $\circ$  $\circ$  $\circ$  $\circ$ 〇(別途、要綱) 決定  $\circ$  $\circ$ 〇(別途、要綱) 見舞金の返還 〇(別途、要綱) 支援を行わないことができる場合 × 総合的支援体制の整備 × 委任 

### 5 条例(案)の内容 第1条から第5条

目的 定義 基本理念:原則 市の青務 市民の青務 事業者の責務

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を 定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等 を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者 等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害 の軽減及び回復に資することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで の間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、 適切に行われるものとする。
- 2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生 活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関す る個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互 に連携し、及び協力して行われるものとする。

#### (市の青務)

第4条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、前条に規定する基本理念 にのっとり、各種の施策を総合的に推進しなければならない。

#### (市民及び事業者の青務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生 活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関 等が行う犯罪被害者等の支援に協力し、及び犯罪被害者等が社会で孤立し ないよう努めなければならない。

## 5 条例(案)の内容

相談及び情報の提供等

保健医療及び福祉サービスの提供

住居の提供・安定

雇用の安定

民間支援団体への支援

啓発活動の推進

各種医療制度 生活支援制度

> 地域共生推進課 こども家庭課 医療保健課 など

住宅課と連携

研修会等啓発活動 情報提供

#### 第6条から第11条

(相談及び情報の提供等)

人権男女共同参画課 ほか

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連携調整を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、家事、 育児等の日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係機関等と連携 して、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を するものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅(東広島市市営住宅設置及び管理条例(平成9年東広島市条例第23号)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な支援をするものとする。

(雇用の安定)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪 被害者等が置かれている状況について事業者が理解を深めるための機会の確保 等必要な支援をするものとする。

(民間団体への支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他関係するものに対して、 その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(啓発活動の推進)

第11条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な啓発活動を推進するものとする。

# 5 条例(案)の内容 第12条から第18条

見舞金の支給
見舞金の種類及び額
遺族の範囲及び順位
見舞金の支給申請
見舞金の支給制限
決定
見舞金の返還

種類	金額	要件	申請対象者
傷害見舞金	10万円	全治しか月以上の傷害	被害者本人
死亡見舞金	30万円	死亡	被害者遺族

# 6 犯罪被害者等支援のしくみ

